

ブラジルから日本に入国する際に適用される水際対策（現在の措置整理）

2021年11月10日

●11月8日より、ブラジルからの入国も含め日本の水際対策が大きく変更されています。また、ブラジルが入国後の「3日間待機指定国」に変更となったことに伴い、これまでは対象外であった、「日本が有効と認めるワクチン接種証明書の保持者に対する入国後の待機期間短縮措置」の対象となる方もおられます。仕組みが複雑なところもありますので、改めて現在の措置について以下ご案内いたします。

●なお、現時点で、日本はブラジルで発行されているワクチン接種証明書を有効と認めていませんが、日本国内で発行された接種証明書や、その他日本が有効と認めている国の接種証明書を所持していれば、3日間の指定宿泊施設での待機は免除となり、入国後の自主隔離期間の短縮措置（14日間→10日間）の申請も可能となります。

【ブラジルから日本への入国の基本措置】

・ブラジルからの入国者及び帰国者については、令和3年11月8日午前0時（日本時間）から、日本が有効と認めるワクチン接種証明書の保持者を除き、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなります。その後、入国後14日間の残りの期間は公共交通機関の不利用と自宅等での待機をお願いしています。

⇒関連リンク

（外務省）https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspacificinfo_2021C138.html

（厚生労働省）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html のページ内下部「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について（11月5日掲載）」（<https://www.mhlw.go.jp/content/000851966.pdf>）

【日本政府が有効と認めるワクチン接種証明書を保持している場合】※現時点ではブラジルのワクチン接種証明書は有効と認められておりません。

⇒関連リンク

日本が有効と認めるワクチン接種証明書について

（厚労省）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00307.html

（外務省、我が国が有効と認めるワクチン接種証明書を発行する国・地域）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate_to_Japan.html

⇒《指定施設3日間待機の免除と、14日間自主隔離の短縮（「水際対策強化に係る新たな措置（18）」）》

・日本が有効と認めるワクチン接種証明書をお持ちの方は、上記の基本措置にある検疫所長の指定する場所での3日間待機は求められませんが、入国後14日目までの自宅等での待機が必要です。

・ただし、入国後14日目までの自宅等での待機期間中、入国後10日目以降に改めて自主的に受けられた検査（PCR検査または抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出ることで、残りの期間の自宅等での待機は求められません。

⇒《入国後の行動制限の緩和（「水際対策強化に係る新たな措置（19）」）》

・日本が有効と認めるワクチン接種証明書をお持ちの方で、事前に受け入れ責任者（入国者を雇用する又は入国者を事業・興行のために招へいする日本国内の企業・団体）を通じて業所管省庁（当該企業・団体等を所管する省庁）による活動計画書等の審査を受け、かつ入国時の検疫で新型コロナワクチン接種証明書が有効と認められることで、以下の行動制限の緩和を受けることができます。なお、同行動制限の緩和措置に係る申請は、入国者本人ではなく、日本国

内の受け入れ責任者が、業所管省庁に申請することになります。

(1) (入国後 14 日間の待機期間中であっても) 入国後 3 日目以降に検査を受けて陰性の結果を入国者健康確認センターに届け出ること、最短 4 日目以降から (事前に審査された) 活動計画書に記載された活動 (特定行動) が可能です。

(2) ただし、同行動制限の緩和措置が適用される方であっても入国後 14 日目までの自宅等待機が全面的に免除されるわけではなく、入国後 14 日目までは (入国後 10 日目以降の検査が未実施の場合) 特定行動以外の活動は認められません。 (入国後 10 日目以降に検査を受けて陰性の結果を入国者健康確認センターに届け出ることにより残りの待機期間が短縮されるのは、上記の「水際対策強化に係る新たな措置 (18)」で定められているものと同様です。)

→本措置詳細については以下のリンクからご確認ください。

(厚労省) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

→また、「新たな措置」の内容や申請の仕組みなどの一般的な御照会については、下記の「水際対策強化に係る新たな措置 (19) コールセンター」が設置されております。 (申請に関する内容は、申請先の業所管省庁へのお問い合わせとなります)。

・受付番号 : 03-3595-2176

・受付時間 : 11 月 8 日 (月) から開始。9 時から 21 時まで (日本時間、土日含む)。

●いかなるワクチン接種証明書をお持ちの方でも、入国に際しては引き続き出国前 72 時間以内の陰性証明書が必要です。また、上述の入国後の行動制限見直しの対象者となる方であっても、活動計画書で認められた以外の 14 日間の公共交通機関の不利用と自宅等での待機 (追加検査で短縮が認められた場合は 10 日間)、位置情報の保存・提示、接触確認アプリの導入等についての誓約書の提出等についてもこれまでどおり求められ変更はありません。なお、13 歳以上の未成年も個別にスマートフォンの携行が求められ、必要なアプリを利用できるスマートフォンの所持を確認できない場合は、入国前に空港内でスマートフォンをレンタルしていただくこととなりますのでご注意ください。

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館

－電話 : 41-3322-4919

－e-mail : setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所

－電話 : 51-3334-1299

－e-mail : cjpoa@c1.mofa.go.jp